

プロジェクト **リース**項目 **第 483 回企業会計基準委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料では、第 483 回企業会計基準委員会（2022 年 7 月 19 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

セール・アンド・リースバック取引

2. 「価格調整」という用語は会計基準ではあまり用いられていないため、具体的にどのような会計処理が求められているのかが理解できるように会計基準の中で記載を追加していただきたい。その際、価格調整を行うケースにおいて、当該調整を行わない場合には不適切となるのかを説明することもご検討いただきたい。
3. 固定資産の売却について、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 15 号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の改正の取扱いも含めて、改正リース会計基準における「収益を認識する」という表現が適切かどうか改めてご確認いただきたい。
4. セール・アンド・リースバックの会計モデルについて、IFRS 第 16 号の定めとは異なる定めとする理由におけるストラクチャリング防止の観点からの記載について、IFRS 第 16 号の会計モデルに対して過度に批判的な表現にならないよう慎重に記載する必要があると考えるため、結論の背景における表現に問題がないか改めてご確認いただきたい。
5. IFRS 第 16 号の会計モデルではなく Topic 842 の会計モデルを選好する理由について、IFRS 第 16 号の会計モデルが完全にストラクチャリングを排除できないとする理由に比して、支配モデルと収益認識との関係により重点を置いた点を明確にしたほうがよいのではないか。また、ストラクチャリングからの観点における複雑性の記載の意図が明確でない。
6. セール・アンド・リースバックのセール時に収益を認識するか否かの判断に関して、結論の背景で「リースバック取引が（略）ファイナンス・リースとして分類されていたようなリースである場合には、収益は計上されないと判断される蓋然性が高い」との記載をす

る提案がされているが、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）における履行義務の充足の要件と、ファイナンス・リースの分類の要件が一致しているわけではないので、現行の収益認識会計基準の適用における売却の判断に追加の解釈を与え、現在の会計処理が誤謬と判断される懸念はないか確認したい。

現行のリース適用指針における経過措置

7. 事務局の提案には賛成するが、現行のリース適用指針の適用時から相当の期間が経過しており、経過措置を適用して注記しているリース取引の重要性も低くなっていると理解している。したがって、現行のリース適用指針で定めている経過措置に関する注記事項のすべてを改正リース会計基準でも求める必要があるのか再度ご検討いただきたい。

収益認識に関する会計基準の改正案

8. プログラムの使用権を再許諾するプログラム・リース契約のみ検討がなされているが、有形物に無形物が含まれるリースについて、法律上、無形物部分も有形物のリースの一要素であると捉える見解も有力であるため、ソフトウェアのリースの範囲を検討するにあたって、プログラムの使用権を再許諾するプログラム・リース契約のみを前提にすることでよいのか確認したい。
9. ハードウェアとソフトウェアを一体でリース契約を締結するケースは多く見受けられる。このようなリース契約において、仮に有形固定資産部分のリースと無形固定資産部分を区分して会計処理することが求められる場合、実務上の負荷が大きいため、取扱いをご検討いただきたい。

以 上